

平成25年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 6 月 会 議 会 議 録 (第 2 日)

議事日程 (第 2 号)

平成25年 6 月 11 日 午前10時00分開議

日程第 1	報告第 2 号	損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	質疑なし、 報告済
日程第 2	報告第 3 号	損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	質疑なし、 報告済
日程第 3	報告第 4 号	損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	質疑なし、 報告済
日程第 4	報告第 5 号	損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	質疑なし、 報告済
日程第 5	報告第 6 号	損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	質疑なし、 報告済
日程第 6	報告第 7 号	壱岐市税条例の一部改正に係る専決処分の報告について	質疑なし、 報告済
日程第 7	報告第 8 号	壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告について	質疑なし、 報告済
日程第 8	報告第 9 号	壱岐市手数料条例の一部改正に係る専決処分の報告について	質疑なし、 報告済
日程第 9	報告第10号	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定に係る専決処分の報告について	質疑なし、 報告済
日程第10	報告第11号	平成 2 4 年度壱岐市一般会計補正予算 (第 9 号) の専決処分の報告について	質疑なし、 報告済
日程第11	報告第12号	平成 2 4 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号) の専決処分の報告について	質疑なし、 報告済
日程第12	報告第13号	平成 2 4 年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 5 号) の専決処分の報告について	質疑なし、 報告済
日程第13	報告第14号	平成 2 4 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号) の専決処分の報告について	質疑なし、 報告済
日程第14	報告第15号	平成 2 4 年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	質疑なし、 報告済
日程第15	報告第16号	平成 2 4 年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	質疑なし、 報告済

日程第16	報告第17号	平成24年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	質疑なし、 報告済、専決処分全体の質疑
日程第17	議案第54号	壱岐市公営住宅等長寿命化計画の作成について	質疑、 産業建設常任委員会付託
日程第18	議案第55号	壱岐市暴力団排除条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第19	議案第56号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	質疑、 総務文教常任委員会付託
日程第20	議案第57号	壱岐市長等の給与の特例に関する条例の制定について	質疑、 総務文教常任委員会付託
日程第21	議案第58号	壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第22	議案第59号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第23	議案第60号	平成25年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）	質疑なし、 予算特別委員会付託
日程第24	議案第61号	平成25年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第25	要望第2号	男嶽神社、女嶽神社観光スポット化に関する要望	産業建設常任委員会付託
日程第26	議案第65号	財産の無償譲渡について	保健環境部長 説明 質疑 産業建設常任委員会付託

本日の会議に付した事件

(議事日程第2号に同じ)

出席議員 (19名)

1番 久保田恒憲君	2番 呼子 好君
3番 音嶋 正吾君	4番 町田 光浩君
5番 小金丸益明君	6番 深見 義輝君
7番 町田 正一君	8番 今西 菊乃君
9番 市山 和幸君	10番 田原 輝男君
11番 豊坂 敏文君	13番 鶴瀬 和博君
14番 榊原 伸君	15番 久間 進君
16番 大久保洪昭君	17番 瀬戸口和幸君
18番 牧永 護君	19番 中田 恭一君
20番 市山 繁君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 榊崎 文雄君 事務局次長 米村 和久君
事務局次長補佐 吉井 弘二君 事務局書記 若宮 廣祐君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	山下 三郎君	教育長	久保田良和君
総務部長	眞鍋 陽晃君	企画振興部長	山本 利文君
市民部長	川原 裕喜君	保健環境部長	斉藤 和秀君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	堀江 敬治君
教育次長	米倉 勇次君	消防本部消防長	小川 聖治君
病院部長	左野 健治君	総務課長	久間 博喜君
財政課長	西原 辰也君	会計管理者	土谷 勝君

午前10時00分開議

○議長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は19名であり、定足数に達しております。これより議事日程表（第2号）により本日の会議を開きます。

御報告します。本日までに白川市長より追加議案1件を受理し、お手元に配付いたしております。

日程第1. 報告第2号～日程第16. 報告第17号

○議長（市山 繁君） 日程第1、報告第2号損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告についてから日程第16、報告第17号平成24年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告についてまで16件を議題とし、これから質疑を行います。

初めに、報告第2号損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで報告第2号に対する質疑を終わります。
次に、報告第3号損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで報告第3号に対する質疑を終わります。
次に、報告第4号損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで報告第4号に対する質疑を終わります。
次に、報告第5号損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで報告第5号に対する質疑を終わります。
次に、報告第6号損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで報告第6号に対する質疑を終わります。
次に、報告第7号壱岐市税条例の一部改正に係る専決処分の報告について質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで報告第7号に対する質疑を終わります。
次に、報告第8号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告について質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで報告第8号に対する質疑を終わります。
次に、報告第9号壱岐市手数料条例の一部改正に係る専決処分の報告について質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで報告第9号に対する質疑を終わります。
次に、報告第10号地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定に係る専決処

分の報告について質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで報告第10号に対する質疑を終わります。

次に、報告第11号平成24年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の報告について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。13番、鵜瀬和博議員。

○議員（13番 鵜瀬 和博君） 予算書の18ページ、総務管理費、企画費の負担金補助及び交付金について、お尋ねをいたします。

予算書の中の資料の中で、この負担金補助及び交付金については、市長が前から言われております定住促進の一環として、島外通勤通学者交通費助成事業となっております。今回の内容は実績による減額ということですが、24年度の実績について人数並びに金額、そして勤務地について主にこういったところがあるのかお尋ねをいたします。

○議長（市山 繁君） 企画振興部長。

○企画振興部長（山本 利文君） 鵜瀬議員の御質問、専決処分の報告のうち島外勤務通学者交通費助成事業の24年度の実績についての御質問でございます。

この事業は、定住人口の減少に歯どめをかけるとともに、将来のU・Iターンを促進し、市の活性化を図るため、平成22年から実施しております。

平成24年の実績につきましては、助成対象者37名、交付実績額が582万2,600円となっております。勤務先別では、福岡県が28名、長崎県が7名、岡山県が1名、熊本県が1名となっております。

○議長（市山 繁君） 鵜瀬議員。

○議員（13番 鵜瀬 和博君） たしか、24年度の前半の実績として41名というふうに報告を受けておりますが、今回、24年度の実績については41名から、多分、結果的に37名になったと思うんですけども、その減額になった要因について、こういったことが考えられるか、そちらのほうで把握されておれば、あわせてお尋ねをいたします。

○議長（市山 繁君） 山本企画振興部長。

○企画振興部長（山本 利文君） 減額になりました理由としましては、人数の減と金額の減でございます。

人数の減につきましては、今度、補助の対象が月に2回以上、壱岐市のほうに帰島することが条件になっておりますが、結果的に2回帰島できなかった方が人数の減の主な原因でございます。

金額につきましては、予算化としましては限度額いっぱい、通勤者としましては限度額上限が

20万円なのですが、上限額で組んでいたことによりまして、実績額として20万円に達しないものがあつたことによる金額の減が発生しております。

○議長（市山 繁君） 鵜瀬議員。

○議員（13番 鵜瀬 和博君） ということは、41名の対象者がいて、その補助の内容の枠について該当しない部分が出てきたので、その分が減額になったと。たしか、当初予算では850万円ほどあつたかと思うんですが、その分の減額ということで、その残りの4名の方についても、月2回帰島されれば対象になるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（市山 繁君） 山本企画振興部長。

○企画振興部長（山本 利文君） はい、そのとおりでございます。

○議長（市山 繁君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで報告第11号に対する質疑を終わります。

次に、報告第12号平成24年度老岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の報告について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで報告第12号に対する質疑を終わります。

次に、報告第13号平成24年度老岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の報告について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで報告第13号に対する質疑を終わります。

次に、報告第14号平成24年度老岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の報告について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで報告第14号に対する質疑を終わります。

次に、報告第15号平成24年度老岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで報告第15号に対する質疑を終わります。

次に、報告第16号平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、報告第16号に対する質疑を終わります。

次に、報告第17号平成24年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで報告第17号に対する質疑を終わります。

以上で、16件の報告を終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 音嶋議員。

○議員（3番 音嶋 正吾君） ここで、報告に対する総括で申し上げたいと思います。

専決処分というのは、地方自治法及び壱岐市議会基本条例で認められております。そのことは十分承知をいたしております。本市議会は通年議会制をとっております。そうした関係上で、報告事項を16件、そして議案数9件を、本日提案議案1件を含めて10件、26件中16件のいわゆる報告事項、専決事項があるというのは異常であり、今後、こういう事態でいいのかと。やはり、通年議会を施行する以上、その必要性においても、議会招集をして議会の信を問うべきというふうに考えておりますので、今後、執行部並びに議長におかれましては、円滑な議事運営に協力をいただきたいというふうに考えております。市長、いかがでしょうか。御答弁をいただきたいと思います。

○議長（市山 繁君） その件につきまして、全員協議会で皆さん方から市長に進言するよう申し出があっておりましたので、けさほど市長にその進言をいたしておりますので、市長よりひとつ、説明をお願いいたします。白川市長。

○市長（白川 博一君） ただいまの、専決報告が多すぎるじゃないかという御意見でございます。

数の問題ではなくて、今回につきましてはいろいろと見解の相違、あるいはまとめて、まとめてといいますか、そのことによって専決にしたというようなことも思われるような点もございました。そういったことで、けさ市山議長から専決処分の取り扱いについてということで、極力、通年議会であるから、議会に報告という形じゃなくて議案という形で出してほしいということで、文書もいただきました。執行部といたしましてもその趣旨に沿って、今後、研究をさせていただきます。

いと思っております。

○議長（市山 繁君） 音嶋議員。

○議員（3番 音嶋 正吾君） 議会も、執行部も、今の市長の答弁にありましたように真摯に受け止めて、今後、議事運営の進行に遂行してまいりたい、そのように考えております。

ありがとうございました。

日程第17. 議案第54号～日程第22. 議案第59号

○議長（市山 繁君） 次に、日程第17、議案第54号壱岐市公営住宅等長寿命化計画の作成についてから日程第22、議案第59号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてまで6件を議題とし、これから質疑を行います。

初めに、議案第54号壱岐市公営住宅等長寿命化計画の作成について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。13番、鶴瀬和博議員。

○議員（13番 鶴瀬 和博君） 議案第54号壱岐市公営住宅等長寿命化計画の作成についてということで、今回のこの計画につきましても、公営住宅の役割を果たすために、これまでの対処療法型の維持管理から予防保全型の維持管理への転換を図り、公営住宅の長寿命化によるコスト削減を目的として策定をされております。ことしの平成25年から34年までの10年間を計画をしておりまして、おおむね5年ごとに見直しを行うようになっております。

この計画の中で、特に現在の公営住宅を建てかえをすることで何件かあります。そうした場合に、建てかえにより住宅使用料が上がったり等のことが考えられますので、特に現在の候補に挙がっております入居者との合意形成が重要であると考えております。

この計画について、市民はもちろん、特に入居者への説明、周知については、今後どのようにされるのかお尋ねをいたします。

○議長（市山 繁君） 原田建設部長。

○建設部長（原田憲一郎君） 13番、鶴瀬議員の御質問にお答えします。

この計画の背景については、国土交通省におきまして平成21年度予算の概算要求時に政策アセスメント、事業の事前評価でございますけれども、この評価が実施された政策の中の一つでありまして、その内容は、地方公共団体が更新期を迎えつつあります昭和40年代後半に大量供給されました公営住宅の効率的な更新を行って、需要に対して的確に対応していかなければならないという点と、一方で、築30年以上の公営住宅ストック、ストックといいますのは既存のということでございますけれども、全体の53%を占めておりまして、老朽化したストックの解消が進んでいない状況にありまして、その原因としましては、地方公共団体の厳しい財政状況下にあることから、長寿命化を視点に効率的な更新計画などの策定が不十分であるなどの点が挙げられて

おります。

このような観点から、国は長寿命化のための計画策定費や改善費などを地域住宅交付金の助成対象に追加するとともに、同計画に基づきます建てかえ、改修などについて、拡充を図るという方針が定められたわけでございます。

また、この計画に基づかない公営住宅などの改善や建てかえ事業への助成は、平成26年度以降行わないという方針が示されました。

したがって、この計画は本市の他の計画、防災計画などがございますけれども、そういった計画とは異なりまして、補助事業などに向けた条件整備という位置づけになります。このため、各公民館などへ出向いて説明するという周知方法ではなく、壱岐市ホームページや各庁舎の窓口におきまして閲覧をしていただく周知方法を考えております。

また、公営住宅の建てかえにつきましては、市の財政状況などを考慮しましてほとんどが平成34年度以降の建設予定でありまして、需要や管理コストの推移を見ながら、適切な時期を見定めて集約した建てかえを検討してまいります。入居者には建てかえ時期のおおむね二、三年前に入居者の意向などの調査や説明をしていく中で、周知を図ってまいります。

建てかえの実施に際しましては、入居者の移転、工事の実施に伴う騒音、振動などが、入居者の生活に大きな影響を与えることとなります。建てかえを行うことで居住性や利便性が向上する一方で、先ほどお話しがありましたけれども、家賃の上昇による入居者の負担が大きくなりますので、十分な合意形成を図ることが重要と考えております。事業を行う上では、入居者に対しまして十分な配慮を行い、入居者の情報や要望の把握に努めまして、個々の団地ごとに進めていく中で協議を行いまして、検討を重ねてまいりたいと考えております。

○議長（市山 繁君） 鵜瀬議員。

○議員（13番 鵜瀬 和博君） 市民の皆さんへの周知については、ホームページ等各所にこの計画を多分置かれて、周知されると思うんですけども、今、市のほうでは、いろいろ出前講座等もあつてますので、例えばそういった中で説明を、公民館単位ですとか住宅単位で説明をしていただければ、より具体的な内容も、単にホームページとか各庁舎だけにおいてありますからといつても、なかなか見らっしゃれんですよね。それで、せっかく公開されるのであれば、効果的なやり方として出前講座の中にぜひ入れていただければと思いますけれども、市長、どうでしょうか。

○議長（市山 繁君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） その点につきましては、決してやぶさかではございません。そういった要望がございましたら出向くということで、進めさせていただきたいと思っております。

○議長（市山 繁君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。町田正一議員。

○議員（7番 町田 正一君） 今度の公営住宅の建設の長期的な実施方針は、多分、部長がさっき答弁されたように、国のメニューにのせないと国の補助事業に該当しないということで、大まかに大体策定されていると思いますが、この中で3次判定までいって、28年から30年度までの建てかえがメニューにのってるのは瀬戸浦の大久保団地だけなんですよね。私も実は親子2代に渡ってここにおりましたから、40年に渡って、非常に中の状況はよく知っております。入居者がどういうふうな考え方をされてるかということもよく知っております。

それも踏まえた上で聞きますけれども、実は大久保住宅といっても非常に高齢化されて、一生ここに住みたいという方が、実は非常に多いんですよ。だから、建てかえとか、桜木団地今度できましたから、あそこも実は入ったんはもうかなり若い人だけです。建てかえた新しい住宅には若い世帯が入るんですが、古い世帯は非常に収入も少ない、年金とか生活保護の方とか、非常に体が悪いとかそういった形で、もう一生ここにおりたいと。家賃が非常に安いからですね、数千円で入居できるというニーズが一番高いんですが、合意形成を28年度から努めると言っただけでも、合意形成なんかできるわけないんですよ。僕はもうできんと思ってます。もう、そういったニーズがあるわけですから。それよりも、僕は長寿命化計画、大賛成です。できたら今の安価な形で改修してもらいたいと思うんですが、多分、大久保住宅なんか見とったら、これは私がおるときからそうですが、床下はもうシロアリが、これ退去された方は全部わかりますけども、退去したら床下は非常にもうシロアリが食って、腐食自体がものすごく進んでるんですよ。だから、ぷわんぷわん、ぷわんぷわん床がして、まともに歩けないような状況なんです。だから、ぜひ計画の中には、こんな大きなマスタープランじゃなくて、シロアリが食ってぷわんぷわん、ぷわんぷわんしとる床をどうするのかとか、できたらもう少し地域の実情に合った、総花的な一括じゃなくて、そういった床の修理とか。これ、公営住宅は基本的に維持管理補修費も含めて住宅費として徴収しとるわけですから、基本的にはそういった床の修理とかそういうのを僕はまずやってもらいたいというのが第1です。

それから、市長、第2点目に、部長、僕は将来的には、こういった新しい住宅といたらすぐ集合住宅をつくって、10世帯、20世帯の集合住宅つくりますけども、できたら、今から若い人向けの住宅を考えるんだったら、これよその自治体も全部やっていますが、戸建てで各戸にそれこそ車の駐車スペースもちゃんと完備して、例えば25年か30年に渡って払ったら、ようするにもう持ち家制度と一緒に、25年か30年きちんと払ってもらったらもうその敷地住宅も含めてその世帯のものになるという施策を打ち出せば、その人たちは非常に住宅も大切に使うんですよ。そういった施策ができれば、住宅がどうのこうのちゅうんだったら、壱岐市の公営住宅はこれから若い人向けの住宅はもう戸建てをすると。そして、その25年なり30年なり住宅費を払ったら、払い下げすると、その人の持ち物になると言ったら、非常に大切にその人たちもメンテ

ナンスをするでしょうし、大切に使うし、夢もあると思うんですけれども、そういった方策はこ
ん中には全然書いてないんですけれども、できたら、そういった方策こそ打ち出すべきだと思
いますけれども。これは部長は多分答弁できんでしょうから、2番目については市長に答弁をお願
いしたいと思います。

○議長（市山 繁君） 原田建設部長。

○建設部長（原田憲一郎君） ただいまの町田議員の御質問にお答えいたします。

床の修繕あたりにつきましては、個別改善という形でこの計画書の中に入れておりますので、
給排水もろもろ含めて個別改善という形で取り組んでまいります。

○議長（市山 繁君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） ただいま、町田議員の御質問でございます。

4階まで歩いていかなきゃいかんような住宅がございます。おっしゃるように、高齢化が進み
ますと、一体どうして上がるんだというようなことでございます。壱岐にこの建て方といいます
か、この建築の態様はふさわしくないと、私、かねがね思っております。

今、マスタープランできておりますけども、今、町田議員がおっしゃったことは、私の考えと
同じであります。そのためには、しかし広大な土地がいるわけがございますけども、その辺を含
めて研究をしたいと思っております。

○議長（市山 繁君） 町田正一議員。

○議員（7番 町田 正一君） 部長、個別改善に取り組むと言われましたけども、現実には床の
修理なんかは、要するに退去してからじゃないとできないんですよ。現に入居してる人も今ま
では全部そうなんです。市がやってきたことは、退去した時点で要するに空洞化、全部ばらっ
ばらになるから、その時に、私の時もそうだったんですが、床も全部シロアリが食って、もうほ
とんど、いつ床が落ちてても不思議じゃないような状況なんです。私んところがそうだったら、ほか
のどこ、周りも全部そうだったんです。そうなんです。今でも、そうなんです。だから、ぜひ、
そういった床の修理とかそういったものを、マスタープランと言うんだったら正直言ってそちら
のほうをまず優先せると。

そして、こういったマスタープランをつくると、行政はすぐ集約化とかそういうのを出します
けれども、現実には、さっきも言ったように高齢化とか非常に進んどって、もうそこで一生を終わ
りたいという方が非常に多いんです。当時はこのカンピラといわれるやつは、当時の住宅事情か
ら考えたらやむを得ん施策だったんですよ。それはもう、もちろんわかります。ただし、ここ
まできたら、やっぱりある程度、床の修理とかをまず一番最初にやって、できるだけ長寿命化さ
せるというのは必要なことだと、私も考えておりますので、ぜひ、この大久保住宅だけ28年度
から30年度まで建設予定になってますけれども、ぜひ、まず、さっき鶴瀬君が言ったように、

本当に建てかえのニーズがあるのかまで含めて、考えてもらいたいと思っております。

以上です。

○議長（市山 繁君） 原田建設部長。

○建設部長（原田憲一郎君） ただいまの町田議員の御指摘に対しまして、真摯に研究してまいらせていただきたいと思いますと考えております。

○議長（市山 繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第54号の質疑を終わります。

次に、議案第55号壱岐市暴力団排除条例の一部改正について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第55号の質疑を終わります。

次に、議案第56号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。13番、鵜瀬和博議員。

○議員（13番 鵜瀬 和博君） 今回、議案第56号については、附属機関を2つ新たに設置するようになっております。1つが壱岐市景観計画策定委員会7名と、壱岐市小学校統廃合に関する検討委員会38名となっておりますが、現時点でのそれぞれの構成メンバーと今後の予定について、年5回するように予算化をされておりますけれども、どういう形で進められていくのかをお尋ねいたします。

また、予算の中でお尋ねをしようと思ったんですけども、中学校校舎建設検討委員会の部分については何でこの附属機関の設置条例の中に入っていないのか、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（市山 繁君） 原田建設部長。

○建設部長（原田憲一郎君） 13番、鵜瀬議員の御質問にお答えします。

建設部のほうでは壱岐市景観計画策定委員会、この関係になるわけでございますけれども、この策定委員会の委員の数については15人以内をもって組織しまして、その構成は識見を有する方5人以内、そして公募によって選出する方2名以内、そして関係行政機関の職員7名以内、その他市長が認める方若干人としております。

なお、今年度は委員会を2回開催するように考えております。

それから、今後の計画ということでございますけれども、平成27年度に壱岐市景観計画及び景観条例の制定に向けまして、今年度は現況調査、アンケートを実施しまして、景観形成に向けて課題整理に取り組んでまいります。また、これらの課題を踏まえまして、景観計画区域の設定や

景観形成に関する方針の検討を行いまして、壱岐市景観基本計画の取りまとめを行うように考えております。スケジュールとしましては、7月に委員の公募を実施しまして、10月に第1回の委員会を開催し、そして3月に第2回目の委員会を開催してまいりたいと考えております。

景観計画策定委員会については以上でございます。

○議長（市山 繁君） 米倉教育次長。

○教育次長（米倉 勇次君） 13番、鵜瀬和博議員の御質問にお答えをいたします。

壱岐市の小学校統廃合に関する検討委員会38人のそれぞれの構成メンバーと今後の予定についてということでございますが、まず構成メンバーについてですけれども、各小学校の校長18名、それから各小学校のPTAの代表者20名、各小学校区の地域代表者が18名、中学校の校長4名の計60名で構成する予定です。議員がお尋ねになっておられますこの38名と申しますのは、構成メンバーの中で委員報酬の支払いの対象となるPTAの代表者と地域の代表者の数を合わせたものとなります。

今後の予定といたしましては、まず、今回議案にかけておりますので、7月中に第1回目の検討委員会を開催する予定です。その中で、検討委員会の役割や協議の進め方を確認いたします。また、これまでの経緯や、それから保護者、地域の意見及び小学校の統廃合の事例等の説明も行っていただいております。その後、各町単位で4つの地区検討小委員会を開催をいたしまして、地区ごとの検討を進めてもらいたいと思っております。それ以降につきましては、それぞれ各地区の実情に合わせて、地区ごとに検討小委員会を開催して、協議を進めていただこうと思っております。

会議の回数は5回程度と、一応予定はいたしております。そして、一定の方向性を来年の2月末までに出してもらおう予定でおります。これらの方向性をもとに、壱岐市教育委員会の方策を決定して、提示をする予定です。

以上でございます。

○議長（市山 繁君） 鵜瀬議員。

○議員（13番 鵜瀬 和博君） まず、1点目の景観計画策定委員の7名っていうのは、学識経験者と公募の7名の分の予算化ということで理解してよろしいですね。

で、もう一つは小学校の統廃合については、今、次長のほうから説明があったとおり38名についてはPTAと地域代表の38名ということで理解していいですね。

で、まず最初に、景観策定については平成27年度を策定年度として、それまでに協議をするということですが、結局、その景観についてはこの年2回程度で事足り得るかどうかというのが、非常に疑問を持っております。まず、大体この2回のうち1回は自己紹介で終わるのが通常でございます。ぜひ、内容の濃い2回にさせていただかないと、27年ですから2年の間にい

ろいろとまた壱岐の景観も壊されていくような状況でもありますし、それぞれ守っていかないといけない状況もあります。あと、特に景観条例を制定する上では、モデル地区を選定した場合に、地域との調整も必要になってきますので、今後、ぜひ、2回といわず、内容の濃いものをどんどんしていただいて、実のある景観計画にぜひしていただきたいと。特に、細かいことを言いますと、景観条例を制定した上で規則等で詳細については、例えば長崎市あたりは決められております。そういった部分もその策定委員会の中で協議されていくものかどうか、再度お尋ねをいたします。

もう一つは、小学校統廃合については、これ、小学校だけでの問題ではなくて、小学校は教育長も市長も言われたとおり地域の核でもありますし、その分の調整についてはかなり時間を要すると思います。年間に5回程度の予定ということですが、今、次長の御説明では各地域に小委員会をつくりまして、その中で調整をされるという、協議をするということだったんですけども、その5回の中にその小委員会の開催については回数として入ってるのかどうか、その点を再度お尋ねをいたします。

○議長（市山 繁君） 原田建設部長。

○建設部長（原田憲一郎君） 景観計画の委員の報酬の件ですけども、まず、学識経験者1名です、そして識見を有する方が4名になります。あと、公募により選出された方が2人、合計7名分の2回について、今、報酬という形で予算計上をいたしております。

それから、他の自治体を参考にするということでございますけども、私たちもその旅費を、先進地の状況を研究するために先進地に研修に行くようにして、それをまた本市の景観計画のたたき台といいますか、参考にしたいと考えております。

それから、2回と言わず3回ということでございますけども、現段階では一応2回という形にしておりますけども、内容についてまた煮詰めていく段階で回数をふやす方向で検討をさせていただきます。

○議長（市山 繁君） 米倉教育次長。

○教育次長（米倉 勇次君） 開催数の5回程度と話したのは、これは全体会というんじゃなくて小委員会を5回程度は必要だろうというふうに考えております。それを集めて全体会で最終的な方向性を出すという話ですから、先ほど私が申しました回数は小委員会の回数というふうに捉えていただきたいと思います。ですから、これが例えば4地区であるとすれば、累計でやると20回というような小委員会の回数になろうかと思っております。

○議長（市山 繁君） 久保田教育長。

○教育長（久保田良和君） 13番、鶴瀬議員のお尋ねについて、少し補足をしたいと思っております。

先ほど次長が申しあげました検討委員会が60名の規模でスタートをいたします。1回目は全

員60名を一堂に集めて説明会を催します。その後、機能を図るためには60名のままでの会議の効率としては十分ではないと判断をいたしまして、各地区ごとに4つの検討小委員会を設置いたします。その検討小委員会は、地区ごとの事情等によりましてどのような開催回数、開催日程、場所等をするかは、それぞれの検討小委員会にお任せをする気持ちにあります。

一応、25年度といたしましては、全体の検討委員会を含めて報酬を考える回数を5回程度と予測をしておりますので、検討小委員会によっては3回程度で終わる場合もあるし、6回程度になる地区ごとの検討小委員会もあろうかと考えております。

そういった意味で、とりあえず25年度はこのような補正予算の請求をさせているところでございます。御理解をいただけたらと思います。

あわせて、中学校の芦辺中学校校舎建設検討委員会につきましては、これまでの中学校の準備委員会等の取り組みの延長として、新たな設置条例はしなくてもこのままやっていると判断をして、委員報酬等についての補正をさせていただいてるところでございます。

○議長（市山 繁君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第56号の質疑を終わります。

次に、議案第57号壱岐市長等の給与の特例に関する条例の制定について質疑を行います。

質疑ありませんか。牧永護議員。

○議員（18番 牧永 護君） 前回の議会で給与の特例については反対をしたわけでございますけど、市長は一般質問の答弁を例に出され、特別職のカットについては必要性がないということで否決されました。しかし、今回急に追加され、内容については上位副市長、下位副市長という文言ができたわけでございますけど、この件についてはけさ説明を受け、自治法上の準であると納得はしましたが、上位副市長、下位副市長のカットの差については今回も私、納得いきません。前回の答弁と今回の提出の趣旨を含めて、市長に答弁いただきたいと思っております。

○議長（市山 繁君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 一般質問におきまして、過去の一般質問の返事をしたということを申し上げました。そのときは、あなたは自信がないのかと、自分の責に自信がないのか、ですから、そういう自信がないのなら自信がないということで、私は給料を減額してないという答弁を申し上げたと申しました。したがって、前回、牧永議員から御質問を受けましたときは、そういうふうに答えたんだと。ですから、私は自信があるからカットはしないということを申し上げたと、そういうふうに申し上げたわけでございます。

ところで、その後、当然、職員の痛みを我々もわかるべきだという御意見もございました。そ

ういった中で、私もやはり職員に痛みを強いているということを考えまして、前回言われました行政に自信がないからカットをするということではなくて、職員と痛みを分かち合う、そして、ひいてはそのことがいささかなりとも財政に寄与するならばということで、今回、このような条例を出したところであります。

次に、上位副市長、下位副市長という表現でございますけども、これは上、下ということではなくて、副市長の事務に係る規則の中で上段に掲げておる副市長、下段に掲げておる副市長という意味でございます、そこに差はございません。もちろん、報酬にも差はございません。そういった中で、その規則の第6条に、地方自治法の規定によります市長の職務を代理する副市長の順序は、先ほど申しました第2条に書いてあるわけでございますけども、第2表の表の順序とするということでございまして、それを申し上げますと、中原康壽君が職務の代理をする副市長の順序が第1位でございます、山下三郎君が第2番目ということでございまして、そういった意味で上位ということを表現いたしておりますので、そこに職務の差があるということでございませぬので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（市山 繁君） 牧永議員。

○議員（18番 牧永 護君） 市長、2点目の質問。上位副市長と下位副市長のカットの差は、どういうふうにされたのか。

○議長（市山 繁君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 今おっしゃるように、給与が一緒でございますから中原副市長のほうが給与が下がるわけでございます。その理由といたしましては、今までも職員の中で給与をカットするときに差をつけた事例がございます。例えば獣医師であるとか、教育委員会の指導主事、医師については、先の一般職の給与の特例に関する条例については、適用除外としたわけでございます。理由といたしましては、県からの割愛の派遣職員及び人材確保の促進のために医師、獣医師に対して配慮しているところでございます。これと同様の理由で、昨年7月より山下副市長におきましては県にお願いして割愛派遣をしておるところでございます。今回も特例条例の適用を受けないように、そういった県からの割愛職員については、この減額の対象にしないということを決めたところでございます。

○議長（市山 繁君） 牧永議員。

○議員（18番 牧永 護君） 前例に沿って、そういうことをされたということですが、山下副市長もいらっしゃいますけど、たとえ出向であっても壱岐に来られた以上、壱岐市の職員として、私として頑張っていたいただきたいと思っております、こういう意見を申し上げました。

あとは委員会等で協議していただきたいと思っております。

○議長（市山 繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで第57号の質疑を終わります。

次に、議案第58号壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第58号の質疑を終わります。

次に、議案第59号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第59号の質疑を終わります。

日程第23. 議案第60号

○議長（市山 繁君） 次に、日程第23、議案第60号平成25年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本件につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにしておりますので、質疑については委員会をお願いをいたします。

日程第24. 議案第61号

○議長（市山 繁君） 次に、日程第24、議案第61号平成25年度壱岐市簡易下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第61号の質疑を終わります。

以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより委員会付託をいたします。議案第54号壱岐市公営住宅等長寿命化計画の作成についてから、議案第59号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてまで、及び議案第61号平成25年度壱岐市簡易下水道事業特別会計補正予算（第1号）の7件をお手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

お諮りいたします。議案第60号平成25年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）については、議長を除く18人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第60号については、議長を除く18人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く18名を指名したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く18名を予算特別委員に選任することに決定いたしました。

それでは、しばらく休憩をいたします。そのままお待ちください。

午前10時50分休憩

.....
午前10時50分再開

○議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の正副委員長が決定しましたので、御報告いたします。

予算特別委員会委員長に11番、豊坂敏文議員、副委員長に7番、町田正一議員に決定をいたしましたので御報告をいたします。

日程第25. 要望第2号

○議長（市山 繁君） 次に、日程第25、要望第2号男嶽神社、女嶽神社観光スポット化に関する要望についてを議題といたします。

ただいま上程いたしました要望第2号については、お手元に配付の陳情・要望文書表のとおり、産業建設常任委員会へ付託をいたします。

日程第26. 議案第65号

○議長（市山 繁君） 次に、日程第26、議案第65号財産の無償譲渡についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本議案につきましては、担当部長に説明させますので、よろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 保健環境部長。

〔保健環境部長（斉藤 和秀君） 登壇〕

○保健環境部長（斉藤 和秀君） 議案第65号財産の無償譲渡について御説明いたします。

次のとおり財産を無償譲渡するものとする。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、壱岐市第5期介護保険事業計画に基づき、新しい特別養護老人ホームの建設地として指定しておりました箱崎中学校跡地の一部を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を経ようとするものでございます。

次のページをお開きください。1、譲渡財産。土地。所在地、壱岐市芦辺町箱崎釘ノ尾触字峰山1028番1、ほか14筆。地目、雑種地。面積、7,212平米。2、譲渡の相手方、壱岐市芦辺町箱崎大左右触2272番地2、社団法人博愛会、理事長中原晋輔。3、譲渡の理由でございますが、壱岐市の計画に基づき、公益的事業を実施する社会福祉法人であることから、施設運営は長期に渡るものであり、建物と土地の一体的所有が望ましいため、経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性に鑑み、無償譲渡するものでございます。4、譲渡の時期、平成25年7月1日でございます。別紙に無償譲渡する財産の一覧及び位置図を添付しております。

以上で、説明を終わります。

〔保健環境部長（斉藤 和秀君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） これから、議案第65号財産の無償譲渡について質疑を行います。

質疑ありませんか。中田議員。

○議員（19番 中田 恭一君） 1点だけお尋ねですが、前回か前々回の議会のときに地元からお願いが上がっておりましたが、たしか、この土地の下に用水用の暗渠が通っていると聞いておりましたが、無償譲渡するのは構わないんですけども、やっぱり土の下ですから、基礎工事や何やするとき当たったり何なり出てくるんじゃないかと思っておりますので、その辺の約束というか、そういうのがあれば、お尋ねをしたいと思います。

○議長（市山 繁君） 斉藤保健環境部長。

○保健環境部長（斉藤 和秀君） 払い下げ予定をいたしておりますのは道路側のほうでございます。現在、コルゲート管が入ってる分を場所から引き取って、譲渡するというような計画をいたしております。

○議長（市山 繁君） 榊原議員。

○議員（14番 榊原 伸君） 参考までにお尋ねします。現在の評価額はどのくらいになりますか、土地の。

○議長（市山 繁君） 斉藤保健環境部長。

○保健環境部長（斉藤 和秀君） ただいまの御質問でございますけども、評価額とは税の評価額

になろうかと思っております。現在、資料を持ってきておりませんので、ここでは答えられませんので、後もって御報告させていただきたいと思えます。

○議長（市山 繁君） 榊原議員。

○議員（14番 榊原 伸君） 急ぐ事でもありませんので、後で価格だけわかりましたら、お知らせをお願いしたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（市山 繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第65号財産の無償譲渡については、厚生常任委員会へ付託をいたします。

○議長（市山 繁君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。次の本会議は明日6月12日水曜日午前10時から開きます。

本日は、これで散会をいたします。お疲れさまでした。

午前10時56分散会
